

容器包装廃棄物に係る
分別収集計画

令和4年6月

羽幌町外2町村衛生施設組合
(羽幌町・苫前町・初山別村)

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関 する事項(法第8条第2項第2号)	6
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当 該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	7
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	8
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	12
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	12
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	13

羽幌町外 2 町村衛生施設組合分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進することによって、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりである。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 7 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

計画期間5年間の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みは表－1のとおりである。

表－1 （1）各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（組合圏域）

単位：t／年

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	25.4	24.9	24.2	23.6	23.2
アルミ製容器	37.8	36.7	35.8	35.0	34.2
無色のガラス製容器	29.7	28.9	28.2	27.4	26.9
茶色のガラス製容器	65.4	63.6	62.0	60.4	59.0
その他のガラス製容器	10.0	9.7	9.6	9.4	9.0
飲料用紙製容器	2.9	2.9	2.9	2.7	2.7
段ボール	178.0	173.1	168.7	164.7	161.0
ペットボトル	65.5	63.7	62.1	60.6	59.3
プラスチック製容器包装	140.9	140.9	137.4	134.0	131.1
容器包装廃棄物 合 計	559.6	544.4	530.9	517.8	506.4

表－1 (2) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（羽幌町）

単位：t／年

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	15.9	15.6	15.2	14.9	14.6
アルミ製容器	23.6	23.0	22.5	22.0	21.6
無色のガラス製容器	18.5	18.1	17.7	17.3	17.0
茶色のガラス製容器	40.8	39.8	38.9	38.0	37.3
その他のガラス製容器	6.3	6.1	6.0	5.9	5.7
飲料用紙製容器	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7
段ボール	111.1	108.4	106.0	103.7	101.7
ペットボトル	40.9	39.9	39.0	38.2	37.4
プラスチック製容器包装	90.5	88.3	86.3	84.4	82.8
容器包装廃棄物 合計	349.4	341.0	333.4	326.1	319.8

表－１ （３） 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（苫前町）

単位：t／年

	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
スチール製容器	6.9	6.7	6.5	6.3	6.2
アルミ製容器	10.3	9.9	9.6	9.4	9.1
無色のガラス製容器	8.1	7.8	7.6	7.3	7.2
茶色のガラス製容器	17.8	17.2	16.7	16.2	15.7
その他のガラス製容器	2.7	2.6	2.6	2.5	2.4
飲料用紙製容器	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
段ボ－ル	48.4	46.8	45.4	44.1	42.9
ペットボトル	17.8	17.2	16.7	16.2	15.8
プラスチック製容器包装	90.5	38.1	37.0	35.9	34.69
容器包装廃棄物 合 計	152.2	147.1	142.9	138.6	134.9

表－1 (4) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（初山別村）

単位：t／年

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4
アルミ製容器	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5
無色のガラス製容器	3.1	3.0	2.9	2.8	2.7
茶色のガラス製容器	6.8	6.6	6.4	6.2	6.0
その他のガラス製容器	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
飲料用紙製容器	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
段ボール	18.5	17.9	17.3	16.9	16.4
ペットボトル	6.8	6.6	6.4	6.2	6.1
プラスチック製容器包装	15.0	14.5	14.1	13.7	13.4
容器包装廃棄物 合計	58.0	56.3	54.6	53.1	51.7

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・啓発活動の充実

広報、パンフレット等による住民への啓発、学校での教育、町内会等への働きかけにより“ごみ及び容器包装廃棄物”に対する意識の高揚を図る。

ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売を促進する。

表－2 排出抑制の方策

方 策 名	事 業 内 容
リサイクルプラザ における情報提供	施設見学会を実施し、住民・事業者に対し、廃棄物の発生抑制及び分別排出に関する意識の啓発に努める。
ごみ減量出前講座	ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように、町内会や学校その他各種グループからの要請に応じて職員が説明を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の稼働状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶 類
主として  無色のガラス製容器 ガラス製  茶色のガラス製容器 の容器  その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類

- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見
込み（法第8条第2項第4号）

（組合圏域）

単位：t／年

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	21.7		21.4		21.1		20.8		20.6	
主としてアルミ製の容器	32.1		31.7		31.2		30.8		30.4	
無色のガラス製容器	(合計) 19.2		(合計) 19.1		(合計) 18.8		(合計) 18.7		(合計) 18.5	
	(引数量) 19.2	(独自処理量) 0	(引数量) 19.1	(独自処理量) 0	(引数量) 18.8	(独自処理量) 0	(引数量) 18.7	(独自処理量) 0	(引数量) 18.5	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 45.6		(合計) 45.1		(合計) 44.6		(合計) 44.1		(合計) 43.7	
	(引数量) 45.6	(独自処理量) 0	(引数量) 45.1	(独自処理量) 0	(引数量) 44.6	(独自処理量) 0	(引数量) 44.1	(独自処理量) 0	(引数量) 43.7	(独自処理量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 7.0		(合計) 6.9		(合計) 6.8		(合計) 6.8		(合計) 6.8	
	(引数量) 7.0	(独自処理量) 0	(引数量) 6.9	(独自処理量) 0	(引数量) 6.8	(独自処理量) 0	(引数量) 6.8	(独自処理量) 0	(引数量) 6.8	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2.2		2.2		2.2		2.1		2.1	
主として段ボール製の容器	160.2		157.6		155.2		153.2		151.4	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 49.2		(合計) 48.4		(合計) 47.8		(合計) 47.3		(合計) 46.9	
	(引数量) 49.2	(独自処理量) 0	(引数量) 48.4	(独自処理量) 0	(引数量) 47.8	(独自処理量) 0	(引数量) 47.3	(独自処理量) 0	(引数量) 46.9	(独自処理量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 79.8		(合計) 78.9		(合計) 78.3		(合計) 77.8		(合計) 77.4	
	(引数量) 79.8	(独自処理量) 0	(引数量) 78.9	(独自処理量) 0	(引数量) 78.3	(独自処理量) 0	(引数量) 77.8	(独自処理量) 0	(引数量) 77.4	(独自処理量) 0
（うち白色トレイ）	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0

分別基準適合物の見込み

(羽幌町)

単位：t／年

	5 年度		6 年度		7 年度		8 年度		9 年度	
主としてスチール製の容器	13.5		13.4		13.2		13.1		13.0	
主としてアルミ製の容器	20.1		19.8		19.6		19.4		19.2	
無色のガラス製容器	(合計) 12.0		(合計) 11.9		(合計) 11.8		(合計) 11.8		(合計) 11.7	
	(引数量) 12.0	(独自処理量) 0	(引数量) 11.9	(独自処理量) 0	(引数量) 11.8	(独自処理量) 0	(引数量) 11.8	(独自処理量) 0	(引数量) 11.7	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 28.5		(合計) 28.2		(合計) 28.0		(合計) 27.8		(合計) 27.6	
	(引数量) 28.5	(独自処理量) 0	(引数量) 28.2	(独自処理量) 0	(引数量) 28.0	(独自処理量) 0	(引数量) 27.8	(独自処理量) 0	(引数量) 27.6	(独自処理量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 4.4		(合計) 4.3		(合計) 4.3		(合計) 4.3		(合計) 4.3	
	(引数量) 4.4	(独自処理量) 0	(引数量) 4.3	(独自処理量) 0	(引数量) 4.3	(独自処理量) 0	(引数量) 4.3	(独自処理量) 0	(引数量) 4.3	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.4		1.4		1.4		1.3		1.3	
主として段ボール製の容器	100.0		98.7		97.5		96.5		95.6	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 30.7		(合計) 30.3		(合計) 30.0		(合計) 29.8		(合計) 29.6	
	(引数量) 30.7	(独自処理量) 0	(引数量) 30.3	(独自処理量) 0	(引数量) 30.0	(独自処理量) 0	(引数量) 29.8	(独自処理量) 0	(引数量) 29.6	(独自処理量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 49.8		(合計) 49.4		(合計) 49.2		(合計) 49.0		(合計) 48.9	
	(引数量) 49.8	(独自処理量) 0	(引数量) 49.4	(独自処理量) 0	(引数量) 49.2	(独自処理量) 0	(引数量) 49.0	(独自処理量) 0	(引数量) 48.9	(独自処理量) 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0

分別基準適合物の見込み

(苫前町)

単位：t／年

	5 年度		6 年度		7 年度		8 年度		9 年度	
主としてスチール製の容器	5.9		5.8		5.7		5.6		5.5	
主としてアルミ製の容器	8.7		8.6		8.4		8.2		8.1	
無色のガラス製容器	(合計) 5.2		(合計) 5.2		(合計) 5.1		(合計) 5.0		(合計) 4.9	
	(引数量) 5.2	(独自処理量) 0	(引数量) 5.2	(独自処理量) 0	(引数量) 5.1	(独自処理量) 0	(引数量) 5.0	(独自処理量) 0	(引数量) 4.9	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 12.4		(合計) 12.2		(合計) 12.0		(合計) 11.8		(合計) 11.6	
	(引数量) 12.4	(独自処理量) 0	(引数量) 12.2	(独自処理量) 0	(引数量) 12.0	(独自処理量) 0	(引数量) 11.8	(独自処理量) 0	(引数量) 11.6	(独自処理量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 1.9		(合計) 1.9		(合計) 1.8		(合計) 1.8		(合計) 1.8	
	(引数量) 1.9	(独自処理量) 0	(引数量) 1.9	(独自処理量) 0	(引数量) 1.8	(独自処理量) 0	(引数量) 1.8	(独自処理量) 0	(引数量) 1.8	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.6		0.6		0.6		0.6		0.6	
主として段ボール製の容器	43.6		42.6		41.8		41.0		40.3	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 13.4		(合計) 13.1		(合計) 12.9		(合計) 12.7		(合計) 12.5	
	(引数量) 13.4	(独自処理量) 0	(引数量) 13.1	(独自処理量) 0	(引数量) 12.9	(独自処理量) 0	(引数量) 12.7	(独自処理量) 0	(引数量) 12.5	(独自処理量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 21.7		(合計) 21.4		(合計) 21.1		(合計) 20.8		(合計) 20.6	
	(引数量) 21.7	(独自処理量) 0	(引数量) 21.4	(独自処理量) 0	(引数量) 21.1	(独自処理量) 0	(引数量) 20.8	(独自処理量) 0	(引数量) 20.6	(独自処理量) 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0

分別基準適合物の見込み

(初山別村)

単位：t／年

	5 年度		6 年度		7 年度		8 年度		9 年度	
主としてスチール製の容器	2.3		2.2		2.2		2.1		2.1	
主としてアルミ製の容器	3.3		3.3		3.2		3.2		3.1	
無色のガラス製容器	(合計) 2.0		(合計) 2.0		(合計) 1.9		(合計) 1.9		(合計) 1.9	
	(引数量) 2.0	(独自処理量) 0	(引数量) 2.0	(独自処理量) 0	(引数量) 1.9	(独自処理量) 0	(引数量) 1.9	(独自処理量) 0	(引数量) 1.9	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 4.7		(合計) 4.7		(合計) 4.6		(合計) 4.5		(合計) 4.5	
	(引数量) 4.7	(独自処理量) 0	(引数量) 4.7	(独自処理量) 0	(引数量) 4.6	(独自処理量) 0	(引数量) 4.5	(独自処理量) 0	(引数量) 4.5	(独自処理量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 0.7		(合計) 0.7		(合計) 0.7		(合計) 0.7		(合計) 0.7	
	(引数量) 0.7	(独自処理量) 0	(引数量) 0.7	(独自処理量) 0	(引数量) 0.7	(独自処理量) 0	(引数量) 0.7	(独自処理量) 0	(引数量) 0.7	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.2		0.2		0.2		0.2		0.2	
主として段ボール製の容器	16.6		16.3		15.9		15.7		15.5	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 5.1		(合計) 5.0		(合計) 4.9		(合計) 4.8		(合計) 4.8	
	(引数量) 5.1	(独自処理量) 0	(引数量) 5.0	(独自処理量) 0	(引数量) 4.9	(独自処理量) 0	(引数量) 4.8	(独自処理量) 0	(引数量) 4.8	(独自処理量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 8.3		(合計) 8.1		(合計) 8.0		(合計) 8.0		(合計) 7.9	
	(引数量) 8.3	(独自処理量) 0	(引数量) 8.1	(独自処理量) 0	(引数量) 8.0	(独自処理量) 0	(引数量) 8.0	(独自処理量) 0	(引数量) 7.9	(独自処理量) 0
（うち白色トレイ）	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0	(引数量) 0	(独自処理量) 0

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{排出原単位（1人当たりの排出量）} \times \text{人口予測} \times 365 \text{日} \times \text{回収率}$$

（令和5年度及び9年度は、閏年のため、年間日数を366日とする）

- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別の区分ごとの分別の実施者等は、表一3のとおりである。

表一3 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶 類	町村による定期回集	一部事務組合
	アルミ製容器			
びん	無色のガラス製容器	び ん 類	町村による定期回集	一部事務組合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器	紙 パ ッ ク	町村による定期回集	一部事務組合
	段 ボ ー ル	段 ボ ー ル	町村による定期回集	一部事務組合
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町村による定期回集	一部事務組合
	プラスチック製容器包装	プラスチック類		

注）一部事務組合とは、羽幌町外2町村衛生施設組合である。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成14年度に整備されたリサイクルプラザ及びストックヤードにおいて選別・圧縮・保管を行う。

表4-1 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集積場所	共通集積場所利用
		専用集積場所設置
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
		専用車両利用
選別・保管	リサイクルプラザ ストックヤード	資 源 ご み；選別・圧縮・梱包
		保管場所面積；計900㎡

表4-2 分別収集の用に供する施設等

分別収集する容器 包装廃棄物の収集	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	保 管 場 所
スチール製容器	缶 類	プラスチック コ ン テ ナ	4 t平ボディ車 4 t分別バックカー車	リ サ イ ク ル プ ラ ザ (選別・圧縮 施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	び ん 類			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙 パ ッ ク	縛 る	4 t平ボディ車	ス ト ッ ク ヤ ー ド
段 ボ ー ル	段 ボ ー ル			
ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトル	袋	4 t平ボディ車 4 t分別バックカー車	
プラスチック製 容 器 包 装	プラスチック類			